

法人後見事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 成年後見制度における法人後見事業の実施に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 民法(明治29年法律第89号)に規定する成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人及び補助監督人をいう。
- (2) 後見等 成年後見人等として行う後見、後見監督、保佐、保佐監督、補助及び補助監督をいう。
- (3) 法人後見 法人が成年後見人等を受任することをいう。

(補助対象法人等)

第3条 補助金の交付の対象となる法人等は、本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)の規定により援護を実施する障害者を対象に法人後見事業を実施する法人等のうち社会福祉法人、特定非営利活動法人(以下「法人等」という。)であって、市税等を完納しているものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費は、法人後見事業の立ち上げにかかる経費等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動に係る経費については、原則として補助金の対象としない。

- (1) 法令及び条例に反する活動
- (2) 営利を主たる目的とする活動

- (3) 宗教的活動又は政治的活動に係る活動
- (4) 本市から別途助成を受けて実施する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上、公金を支出することが適当でないと市長が認める活動

(補助金の額)

第5条 補助金の額は1法人当たり30万円を限度として、予算の範囲内で定める。

(交付申請の期限)

第6条 補助金の交付申請の期限は、法人後見の審判が確定した日が属する月の翌月末日とする。

- 2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、法人後見の審判が確定した旨の証明書の写しとする。

(補助金の支出及びその時期等)

第7条 補助金の交付時期及び交付額は、規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、法人後見の審判が確定した旨の証明書の写し及び収支明細の疎明資料とする。

(書類等の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を当該補助金の対象となる事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。